

茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合
310-0853
水戸市平須町1-93
Tel 029-305-3075 fax029-305-3317
e-mail iba-kou@mito.ne.jp

今後の教員評価の留意点

地方公務員法の「改正」を受けて、2016年4月から教員評価の給与反映（賃金リンク）が始まりました。県教委は給与反映が始まって、教員評価制度は変えないとしています。

組合としては、あらためて「教員評価」のあり方について「茨城の教育」で取り上げ、職場での問題点を多くの教職員の共通の認識にしたいと考えます。

管理職の書き直し命令は間違い

今年の定期大会で、職場からの報告の中でいくつかの職場から「管理職から自己申告書の書き直しを指示された」という話がありました。

しかし、「目標管理」という制度の趣旨からすれば、書き直しはあり得ないことです。目標を立てるのは、教職員一人ひとりであって、自主的に立てるから目標を立てる意義が生まれるのです。経営学では、目標を上からの命令では

なく、労働者が自己目標を立てて仕事に取り組むことで仕事の生産性が向上するとされています。

もちろん管理職との話し合いの中で新たな目標や訂正が生まれることはあります。教職員個人の判断で目標や訂正を新たに追加すればよいのです。そのために、目標の「追加欄」があるのです。

「自己申告書」の書き直しを指示する、命令することは、経営学を理解しない、まさにパワハラ事案ともまた、コンプライアンス違反とも言うべき事案です。

数値目標をどう考えるか

定期大会では、自己申告書を書くにあたって、「数値目標を書くように」と指示されたという話が出されました。そして、数値目標という場合、「国立大学の合格者を20名以上にする」「欠席や遅刻する生徒をゼロにする」というような結果目標の記述を求められることが多くなっています。

しかし、「国立大学に合格すること」や「欠席や遅刻をゼロすること」は生徒の目標であって、教師の目標ではありません。教師の目標は、そうした生徒の目標を支援するために何をやるのかというのが目標です。

つまり、「結果目標」ではなく、「取り組み目標」を自己申告書に書くべきなのです。数値目標を入れた「取り組み目標」は当然あってもよいと私たちは考えます。

例えば、「遅刻をした生徒と月2回以上面接をする」という目標を立てた場合、それができなかった時は何故できなかったのかについて管理職と話し合いが進み、生徒と面談する時間を学校として作るというような新たな方針が話し合いの中で生まれることも考えられます。

しかし、「欠席、遅刻をゼロにする」というような目標では、それができなかったとき教師個人の責任を追及するだけになってしま



い、結果的に閉鎖的な職場になってしまいます。

数値目標を入れた「結果目標」は、立てるのは簡単ですが、教育的には意味のない、教育活動を混乱に陥れるものでしかありません。

できない目標は立てない

教育委員会は、「教員評価制度は変えない」と言い、教員評価制度の目的は、「教職員個人の資質の向上」と「職場の教育力の向上」にあると言っています。

評価が給与反映しなかった時は、自己申告書の内容はそれほど問題になりませんでした。しかし、給与反映を前提に考えた場合、目標は自分ができない高い目標や数値目標を入れた結果目標は書くべきではありません。

給与反映の最終的な評価は年度末の管理職との面接で決定しますが、できない目標を立てた結果、できなかったことが問題になることは避けるべきです。

また、最終面談の時、自己評価を提出することになりますが、絶対に「C」はつけるべきではありません。自ら「C」をつけることで、「不良」や「特に不良」などの管理職の評価につながることは避けるべきです。

自己評価については、12月頃に再び「茨城の教育」で取り上げて問題点を明らかにしていきます。

スクールソーシャルワーカーって何

茨城県教育委員会のHPを見ると、スクールソーシャルワーカー派遣事業について次のような記述があります。

県単の事業で平成28年度から開始、対象は県立学校（高校、特別支援学校）で、派遣人数は5名。社会福祉士・精神保健福祉士等がスクールソーシャルワーカーを担当。派遣形態は1度の要請につき5回（1回あたり4時間）派遣。

近年、学校外の第三者が係わる生徒や保護者の問題で生徒の学校生活に支障が生まれているという事例が多くなっています。

例えば、生徒が始めたアルバイトがブラックバイトで、学校生活に支障が出るほどひどい労働実態になっているがやめられないといった事例の場合、担任がバイト先の経営者と話をするというのは簡単なことではありません。このような場合、スクールソーシャルワーカーに入ってもらえると有効です。

学校では、担任任せにせずに、生徒や保護者の切実な問題に即してスクールソーシャルワーカーを有効に活用することが求められています。

ご存じですか

(1) 公務災害の申請方法

学校での仕事（公務）が原因の事故やけが、病気については公務災害の対象になります。また通勤途中の交通事故は通勤災害として公務災害の対象になります。特に、交通事故は後遺障害が事故後かなりの時間が経って起きることが多いので、けがの程度にかかわらず、公務中の災害は公務災害として申請しましょう。

公務災害の申請用紙や申請方法については、教育情報ネットワークで閲覧できます。

教育情報ネットワーク

- 文書通知→福利厚生課
- 文書共有

- ①公務災害関係資料
- ②公務災害関係様式 (認定請求書)
- ③公務災害関係様式 (保障請求書)

各学校の衛生委員会では、事務室の誰が公務災害の担当者であるかを明らかにするとともに、①②③の資料をダウンロードして職員室に置いて、誰でも見られるようにしておく必要があります。

(2) 研修は職務

時々、「うちの学校の管理職は、夏季休業中の研修を認めないと言っている」という声が組合に寄せられます。また、研修の申請の仕方などを管理職が説明しないので、研修したいが手続きが分からないという青年教員の声も聞きます。

長期休業中の研修に関して、文科省が取り扱いの変更を求めたのが2002年3月でした。

茨城県教育委員会は文科省の変更を受けて、「事前に研修計画書を提出し研修承認願いを得るとともに、事後はすみやかに研修報告書等の提出を踏まえて、教育公務員特例法第19条及び20条の規定の趣旨に沿った適切な運用を図るよう指導を徹底すること」という指示を2002年6月に出しました。

*その後、教育公務員特例法の改正で、19条は21条、20条は22条に変更されました。

教育公務員特例法は21条で、「教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない」、22条で「教員は授業に支障がない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所

を離れて研修を行うことができる」と規定されています。

2002年当時、茨城県高等学校教職員組合は、研修は法令によって規定された職務であるとし、「法令の趣旨に従った研修で教育活動の充実をめざそう」と県内の教員に呼びかけました。

2002年以降、研修に関する県教委の指示は全く変わっていません。研修を行う場合は「計画書と報告書を提出しなさい」と指示しているだけです。計画書の内容や研修場所を理由に、研修を認めない場合があってもよい等とは一言も言っていません。また、研修場所に行ったことを証明できるチケット等を添付することも求めていません。

県教委の指示していないことを「校長の判断だ」と言って研修を制限するような管理職は、県教委が教職員に求めているコンプライアンスに反しています。県教委の指示に反する「校長の判断」はあり得ず、結果的に健全な職場環境を歪めるものでしかありません。

あと1ヶ月で夏休みになりますが、夏休みには、職務である研修を大いに活用しましょう。



2015年度卒業時就職内定調査結果

全教（全日本教職員組合）が、5月18日に2015年度高校生の就職内定実態調査（卒業時）を公表しました。今回の調査は94年度に第1回を行って以来22年目になります。以下は、調査結果のポイントです。

- ①卒業時の就職内定率96.1%（男子97.3%・女子93.8%）は、本調査開始以来最高になったが、内定率は道府県、男女、課程で差がある。
- ②定時制・通信制課程の内定率は80.4%（男子81.2%・女子78.9%）で、現場から「求人が少ない」「不登校傾向の生徒が、卒業後の就職や進学に消極的で、進路指導が困難」「家庭の事情等により全日制の普通高校への進学ができなかった生徒もおり、企業等でそういう背景をあまり理解してくれていない」などの報告があった。
- ③特別支援学校の高等部の内定率は93.9%（男子94.5%・女子92.7%）であるが、「就職・進学以外」が58.3%（男子55.1%・女子64.1%）となっており、内定率だけで実態を見ることは困難。また、就職ができて不安定雇用が44.8%で、現場からは「期間の定めのある

求人が多い」「障害者枠では、正規雇用が少ない」「実習に行った後に求人が出されることがほとんど」などの報告があった。

④今回初めて調査した、県外に就職する割合は、全国平均が15.7%であるが、中国・四国・九州ブロック（28.5%）、北海道・東北ブロック（23.4%）では4人に1人、長崎（51.7%）、佐賀（49.4%）、青森（47%）は2人に1人が県外に就職している。

⑤「家族構成・家族の仕事について」「結婚について」等面接時の違法質問は相変わらず多い。佐賀からは「受験時に企業に対して高校生に対する違法質問の内容及び面接時の規則を願書に添付」と、違法質問をなくす現場からの取り組みも報告されている。

今回の調査には茨城県内の20教校で協力があり、心より感謝申し上げます。

今後の取り組み

①教育条件整備の県教委交渉（8月末）の要求書の提出締切は6月末日。要求書は組合本部までファクスかメールでお寄せください。また、7月初旬に校長・事務長との懇談・交渉に取り組みましょう。

②第2回分会代表者会議

日時 7月16日（土）10：00～
場所 青少年会館（歴史館隣）